

令和4年第7回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 令和4年6月24日（金）午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 中会議室
- 3 出席者 長谷川教育長、小林委員、佐藤委員、松井委員、樋熊委員
- 4 説明のための出席者
栗林教育部長、野水教育総務課長、平岡子育て支援課長、
熊倉学校教育課長、星教育センター長、坂井教育総務課課長補佐、
佐藤教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 1人
- 6 議 題
 - (1) 会議録の承認
令和4年第6回教育委員会定例会会議録
 - (2) 報告
報第1号 三条市教育基本方針の策定及び三条市教育基本方針等検討委員会委員の委嘱
について
報第2号 教育に関する事務の点検及び評価の実施方針等について
報第3号 小中一貫教育実施状況について
 - (3) 議事
議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和4年度三条市一般
会計補正予算（教育委員会所管分）））
議第2号 三条市教職員住宅管理規則等の一部改正について
議第3号 三条市一時預かり事業実施要綱等の一部改正について
議第4号 三条市自立支援教育訓練給付金交付要綱等の一部改正について
議第5号 三条市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金交付要綱の一部改
正について
 - (4) その他
ア 子育て支援課長からの発言

イ 次回教育委員会定例会の日程について

7 審議の経過及び結果

(1) 会議録の承認について

長谷川教育長から令和4年第6回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定

(2) 報告

報第1号 三条市教育基本方針の策定及び三条市教育基本方針等検討委員会委員の委嘱
について

野水教育総務課長が説明

(樋熊委員)

資料に教育基本法の抜粋が掲載してありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律についても関連すると思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条第2項第1号には、教育長に委任することのできない事務として、「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」とありますが、三条市教育基本方針はこれに該当すると考えてよいかと思いません。つまり、教育基本方針等検討委員会で策定された案を、教育委員会定例会で協議、決定し、それを市議会へ報告するという手順となると思いますが、それでよろしいでしょうか。

(野水教育総務課長)

基本的には、樋熊委員が示した手順で進めていきたいと考えております。

その中で、教育委員会部局として素案を固めてまいります。教育大綱等にも影響してくる部分もございますので、理事者へは、適宜策定状況を報告したいと考えております。

(樋熊委員)

私たち教育委員は、教育基本方針等検討委員会を傍聴することはできますか。

(野水教育総務課長)

傍聴はできますので、教育基本方針等検討委員会の日程について、後日お知らせします。

(樋熊委員)

教育大綱の位置付けや教育大綱の策定手順について確認します。教育大綱策定の趣旨によれば、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を行い、今後も市長部局と教育委員会の連携を強化し、時代の変化に対応した教育に関する施策を展開していくために、「三条市総合計画」及び「三条市教育基本方針」を基に、「三条市教育大綱」を総

合教育会議で策定したとありますが、同様の手順で進んでいくと考えてよいですか。

(野水教育総務課長)

教育大綱の位置付けについて申し上げます。まずは、まちづくりの基本的な土台となる三条市総合計画があり、その中の一分野として教育や子育てがございまして。一方で、教育大綱につきましては、教育基本方針の上位に位置付けられているものとして、三条市では、市長部局の事務となっているスポーツや文化の内容も含めた、総合的な施策を定めたものとなります。

総合計画の策定と並行して、教育大綱の策定も進めていきたいと考えておりますが、総合教育会議という場において、総合計画の内容において、教育大綱に盛り込むべきものは盛り込んで策定を進めたいと思います。また、総合計画と教育大綱の2つと整合を取った中で、教育基本方針の策定も進めていく予定です。

なお、現教育大綱が策定された当時は、制度改正のタイミングによって、教育基本方針が先に策定された中で、後から教育大綱を策定したという経緯がございまして。そういった意味では、今回初めて趣旨にかなう策定順となりますし、本来の在り方を整理した上で策定に当たりたいと思います。

(樋熊委員)

策定の順番について、本来は上位計画から順に策定するとのことですが、教育大綱の策定のタイミングが非常に難しいように思います。

例年ですと、総合教育会議は遅い時期に開催していましたが、もっと早い時期に開催することになるのでしょうか。

(野水教育総務課長)

総合教育会議の開催時期につきましては、例年よりも前倒しで、また、場合によっては複数回の開催が必要になることも念頭に置いて予定を立てたいと思います。しかしながら、一番の大本となる総合計画について、最近やっと具体の動きが出てきたところです。教育大綱の策定について、先んじて進められるところは進めたいと思いますし、総合計画との進捗の兼ね合いの中で、教育大綱をお諮りいただき総合教育会議の開催時期について、調整したいと考えております。

報第2号 教育に関する事務の点検及び評価の実施方針等について

野水教育総務課長が説明

(樋熊委員)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号において、教育長に委任することのできない事務として、この教育に関する事務の点検及び評価がありますが、昨

年度は、令和2年度の事務点検評価の報告書について、教育事務点検評価委員会で報告書を作成した後、教育委員会定例会で決定し、市議会へ報告するという手順であったかと思えます。

令和3年度の教育に関する事務点検及び評価におきまして、教育事務点検評価委員会がしっかりと点検・評価していただいていると思いますが、こちらの意向も伝えられたらということで、学校教育課長にお願いがございます。点検評価対象項目の1の(5)「豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実」の評価について、いじめの認知件数が減ったことが、そのまま成果となるということではなく、いじめの認知をして、それをいかに教職員が取り組んでいくかということが重要になると思いますので、その辺りの意見について、事務局でも前もって知っておいていただきたいと思えます。

(熊倉学校教育課長)

ただ今の御意見につきましては、参考にして吟味させていただきたいと思えます。

(長谷川教育長)

教育事務点検及び評価の内容につきましては、教育委員会でその内容まで左右するというのではなく、あくまでも、第三者機関である教育事務点検評価委員会の中で出た一定の方向性は、踏まえていかなければならないものと考えております。

点検項目の内容につきましては、総合計画を基に教育基本方針から三条市が項目立てをし、それを点検及び評価するということですので、教育委員会定例会で全てを決定できるものではないということを御理解いただきたいと思えます。

(樋熊委員)

私が先程申し上げたのは、評価の成果として、それを取り上げる際に文言等に気を付けてもらいたいということで、発言の意図を訂正させていただきます。

報第3号 小中一貫教育実施状況について

星教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

(3) 議事

議第1号 専決処分報告について（市長からの意見聴取について（令和4年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）））

野水教育総務課長が説明

(小林委員)

この議案については、最後に説明した補正予算を組んだ理由が一番大事だと思いますので、その部分が資料に記載されていないことに違和感を覚えます。補正予算資料というものは、補正額だけが記載されるものなのではないでしょうか。

(野水教育総務課長)

いわゆる補正予算書は、このような形式となりますが、委員がおっしゃりたいことは、何のために補正予算を組んだのかという部分が肝要であり、そこが第一義に分かるような資料調整をしてもらいたいという御意向かと思っておりますので、説明の順番も含め、事務局内で検討し、端的に予算の趣旨が分かることを主眼に置いた資料の作り方に改めたいと思います。

全員異議なく承認と決定

議第2号 三条市教職員住宅管理規則等の一部改正について

野水教育総務課長が説明

(松井委員)

ジェンダー問題が取り上げられる昨今ですが、三条市は、どのような経緯で性別記載を求める手続を見直すという、このような改正をすることとなったのですか。

(栗林教育部長)

委員御指摘のように、昨今の状況を捉えた中で市長が考えている方向感といたしましては、性的マイノリティへの理解を深めるというものがあり、昨年度から市民を対象とした講演会や職員研修を開催しており、関係する施策が進められているところです。それら市長が推し進める施策の中に、今回の改正も含まれるというものです。

全員異議なく原案のとおり決定

議第3号 三条市一時預かり事業実施要綱等の一部改正について

平岡子育て支援課長が説明

(樋熊委員)

改正の趣旨である「性別に捉われることなく誰もが自分らしく暮らすことができる社会を実現する」について、すばらしい考え方だと思いますが、これは市全体での方向性なのかということをお教えください。

また、学校現場等で、教育内容としてこのような考え方で進められていくのか、制服の問題もありますので、現場での取組が分かりましたら教えてください。

(栗林教育部長)

この趣旨に基づく取組は、教育委員会だけではなく、全市的に行っているものですので、

全ての事業に対して同様の見直しが行われております。ただし、病児病後児保育事業のように性別が必要となる事業もございます。そのような意味では、学校現場等においても性別記載については全てを無くすのではなく、必要なところは残していくと思います。

なお、制服につきましては、できるだけ柔軟に対応することとしており、例えば女子生徒が必ずしもスカートを履くというものではなく、スカートとスラックスのどちらも選択できるようになっております。

全員異議なく原案のとおり決定

議第 4 号 三条市自立支援教育訓練給付金交付要綱等の一部改正について

平岡子育て支援課長が説明

全員異議なく原案のとおり決定

議第 5 号 三条市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金交付要綱の一部改

正について

平岡子育て支援課長が説明

全員異議なく原案のとおり決定

(4) その他

ア 子育て支援課長からの発言

平岡子育て支援課長が、6月27日に児童扶養手当に係る規程等を専決処分する旨の報告を7月の定例会ですることを説明した。

イ 次回教育委員会定例会の日程について

野水教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定

〔日時〕 令和4年7月26日（火）午後1時30分

8 閉会宣言 午後2時21分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 長谷川 正二